



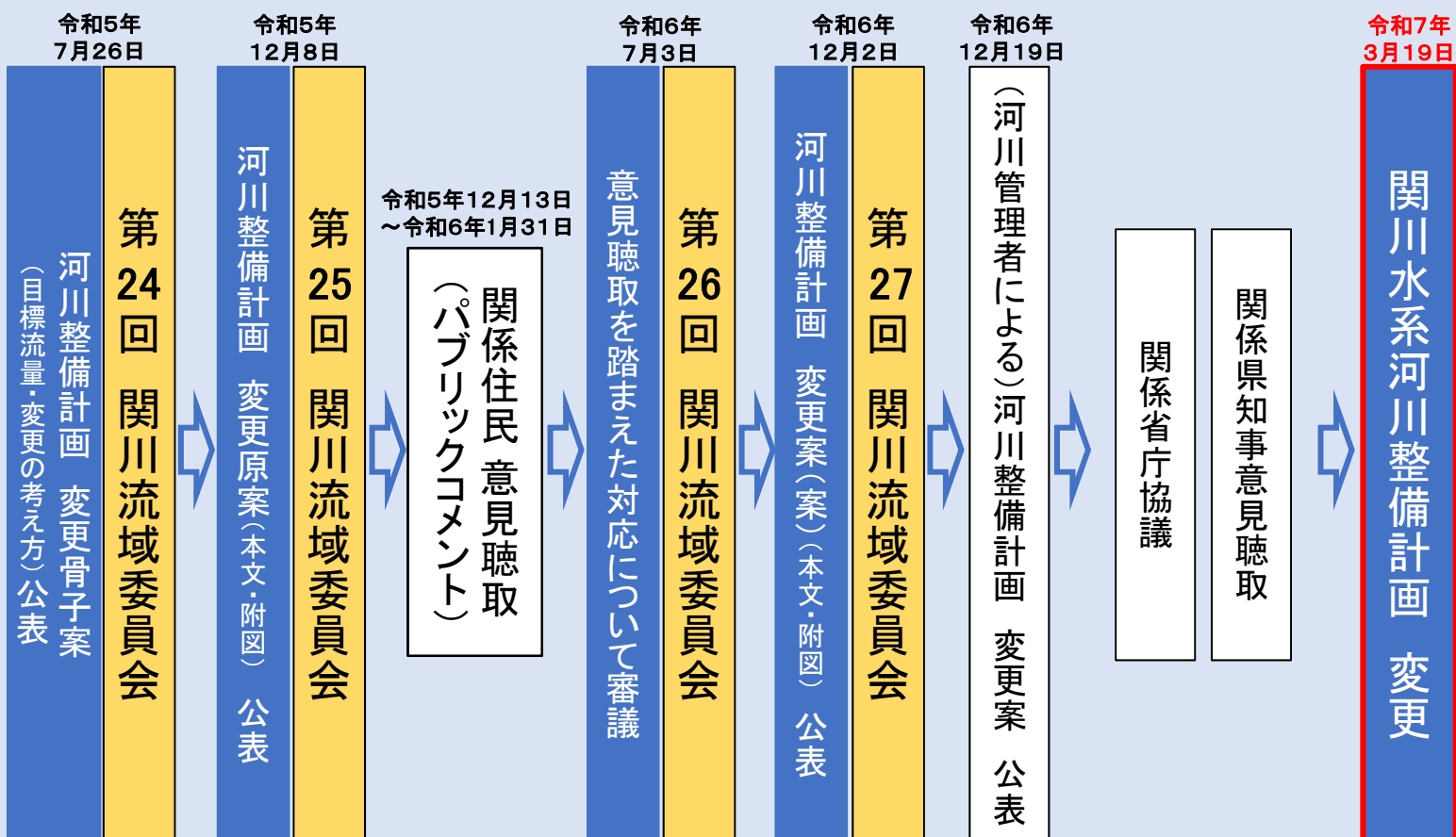
関川水系河川整備計画【大臣管理区間】 を変更しました。

令和6年12月2日の第27回関川流域委員会において、これまでの流域委員会で委員より頂いたご意見及び関係住民の皆様より頂いたご意見を踏まえた河川整備計画変更案（案）について、委員よりご意見を伺い、令和6年12月19日に河川整備計画変更案を公表したところです。

このたび、気候変動、社会情勢の変化や地域の意向等を踏まえ、「関川水系河川整備計画【大臣管理区間】（平成21年3月策定）」の河川法第16条の2第5項及び第7項に基づく変更手続きを進めていましたが、令和7年3月19日に「関川水系河川整備計画【大臣管理区間】」を変更しましたのでお知らせいたします。

今後、保倉川放水路等の整備について、変更された河川整備計画に基づく調査検討を進めてまいります。

関川水系河川整備計画【大臣管理区間】変更までの経緯



第27回関川流域委員会を開催しました。

開催日時：令和6年12月2日（月）13時00分～15時00分

開催場所：高田城址公園オーレンプラザ ホール

内 容：(1)前回流域委員会で頂いたご意見
(2)第3回保倉川放水路環境調査検討委員会の開催報告
(3)第1回保倉川放水路治水対策・防災まちづくり検討部会の開催報告
(4)関川水系河川整備計画変更原案に対して頂いたご意見への対応（案）
(5)関川水系河川整備計画変更案（案）
(6)今後の進め方（案）

一般傍聴：27名 報道機関：7社



第27回関川流域委員会の資料等の詳細はこちらのコードからご確認ください

<関川流域委員会名簿>

※五十音順、敬称略

氏 名	所 属 ・ 役 職 等	備 考
阿部 利夫	上越市町内会長連絡協議会 会長	
阿部 義暁	新潟日報社 上越支社 報道部長	
梅澤 圓了	特定非営利活動法人 新潟県災害救援機構 理事長	
小熊 仁	高崎経済大学 地域政策学部 教授	
小池 俊雄	国立研究開発法人 土木研究所 水災害・リスクマネジメント国際センター センター長	委員長
小林 正夫	特定非営利活動法人 関川水辺クラブ 理事長	
高橋 信雄	上越商工会議所 会頭	
中川 幹太	上越市長	
野口 和広	上越農地協議会 会長	
細山田 得三	長岡技術科学大学 環境社会基盤系 教授	
松川 寿也	長岡技術科学大学 環境社会基盤系 准教授	
山縣 耕太郎	上越教育大学 大学院 学校教育研究科 教授	
横田 清士	一般財団法人 上越環境科学センター 理事・センター長	



流域委員会開催状況



小池委員長挨拶



高田河川国道事務所長挨拶



会場風景

第27回関川流域委員会 委員からの主なご意見

- 海水による環境の変化が懸念されているとのことだが、潟川からの流入は考慮して検討をしているのか。検討しているのであればその影響はどの程度か。
- 変更原案からの変更点は、能登半島地震を受けて追記されたものが多い。地域の懸念事項については丁寧に検討を進めてほしい。
- 変更案の中で重要視しているのは本文第8章の流域治水の取組である。河川整備だけではなく流域全体で取り組む転機になるのではないかと。様々な取組を通して関川流域を水害から守って行くことと理解している。
- 本文第5章「保倉川放水路の施設の検討」のところに、「移転いただく住民の生活の利便性を損なうことのないようなまちづくりを考えていく」という文言を入れてはどうか。
- にぎわいの場の創出について、保倉川放水路整備とまちづくりについてもっと議論されても良い。放水路の規模から考えても、平面的な図面のみではなく、利用を想像できる図などを用いて議論できる場があって良いと思う。

変更案公表に向けたまとめ

- ◆ 整備計画変更案については、今回提示があったものから、本日の委員会の議論を反映させた案を委員長が後日確認し承認することで、対応を委員長に一任することに委員一同異議なし。
- ◆ ぜひ年度内に整備計画の変更手続きを終えていただき、新たなステップに進んでいただきたい。

次頁より、関川流域委員会委員、関係住民意見聴取により頂いたご意見が

「関川水系河川整備計画変更案」に反映された主な箇所について掲載します。

(2) 地震・津波への対応

日本海東縁部の海底には、ユーラシアプレートの下に北米プレートが潜り込むプレート境界があり、日本海中部地震や北海道南西沖地震により津波が発生しています。このほかに、昭和39年（1964年）の新潟地震により津波が発生し、新潟市等で被害が発生しています。

また、近年においては、平成16年（2004年）10月に発生した内陸の活断層を震源とする新潟県中越地震の他、平成19年（2007年）3月には能登半島地震、平成19年（2007年）7月には新潟県中越沖地震、令和6年（2024年）1月には能登半島地震が発生しています。

日本海東縁部のプレート境界における地震活動については、未解明の部分もありますが将来の地震津波が発生することは確実です。新潟県沖には地震空白域があり、日本海東縁部の中ではもっとも地震の発生確率が高い区域であると考えられています。

新潟県では平成29年（2017年）に津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定を公表しています。これを受け、上越市では令和3年（2021年）に津波ハザードマップを公表しています（令和5年（2023年）11月に一部改訂）。

また、上越市は、津波を市民に正しく理解してもらうため、令和6年（2024年）2月に能登半島地震連絡調整会議を開催しました。ハザードマップを基に地域の方々と課題の検証と対応に取り組むとともに、引き続き自主防災組織などと連携協力し、災害に備えた取組を進めながら、市民生活の一層の安全・安心の確保に向けた取組が進められています。

各河川においては、次のような被害が想定されます。

- ①地震による河川堤防の沈下
- ②水門・樋門等の河川構造物の被害
- ③津波の河川遡上及び浸水被害

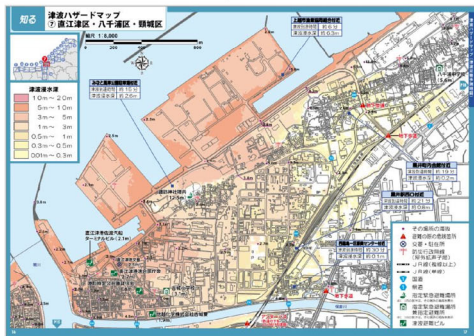


図 3-13 上越市津波ハザードマップ

（令和3年（2021年）2月（令和5年（2023年）11月改訂） 上越市公表）

■ご意見

L2津波の浸水シミュレーションをみると、保倉川放水路が整備されると浸水範囲が広まるのではないかと捉えられるかと思うが、L2とは数百年から数千年に一度で頻度の低いものであることなどもきちんと説明して、誤解を生まないようにした方がよいのではないかと。（関川流域委員会委員より）



①地震・津波の対応関係

■ご意見

上越市では、津波を市民に正しく理解してもらうため、令和6年2月に能登半島地震連絡調整会議を開催した。その後、ハザードマップを基に地域の方々と課題の検証と対応に取り組んでいる。引き続き、自主防災組織などと連携協力し、災害に備えた取組を進めながら、市民生活の一層の安全・安心の確保を図っていく。（関川流域委員会委員より）

我が国における津波対策については、平成23年（2011年）3月11日の東日本大震災の発生を踏まえ、L2津波とL1津波という二つのレベルの津波を想定することが基本的な考え方となりました。L2津波とは発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波であり、住民等の生命を守ることを最優先として、避難を軸に総合的な津波対策を取ることとされている一方、L1津波とは発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波であり、施設整備により対応していくこととされています。

今後整備を予定している保倉川放水路については、これまでの検討の結果、L1津波については堤内地への浸水が生じないことが分かっていますが、L2津波が来襲した際に放水路周辺の堤内地への浸水が生じることが想定されています。

最大クラスの津波（L2津波）	
津波レベル	○発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波
基本的考え方	○住民等の命を守ることを最優先とし、住民の避難を軸に、土地利用、避難施設、防災施設などと組み合わせ、とりうる手段を尽くした総合的な津波対策の確立が必要である。 ○被害の最小化を主眼とする「防災」の考え方に基づき、対策を講ずることが重要である。そのため、海岸保全施設等のハード対策によって津波による被害をできるだけ軽減するとともに、それを越える津波に対しては、防災教育の徹底やハザードマップの整備など、避難することを中心とするソフト対策を重視しなければならない。
比較的高い津波（L1津波）	
津波レベル	○最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波水位は低いものの大きな被害をもたらす津波（数十年から数百年の頻度）
基本的考え方	○人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保から海岸保全施設等の整備を進めていくことが考えられる。 ○海岸保全施設等については、設計対象の津波水位を越えた場合でも、施設の効果が粘り強く発揮できるような構造物への改良も検討していく。

図 3-14 津波対策において想定される津波レベルと対策の基本的考え方
（出典：津波浸水想定について（解説）平成29年11月）

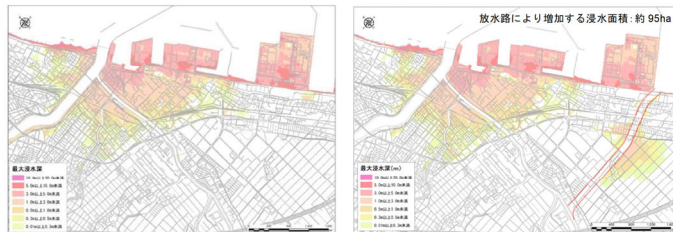


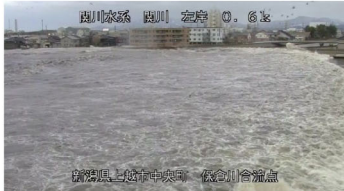
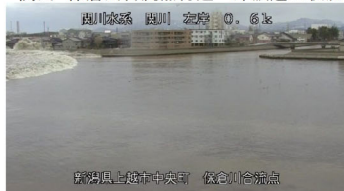
図 3-15 L2津波の最大浸水深図（左：H29新潟県公表津波浸水想定、右：保倉川放水路整備後の国によるシミュレーション結果^{8）}）

^{8）} 本検討では、保倉川本川からの分派施設は想定していない。本検討では、河口部では、予測の条件として、河口閉塞の防止を図るため導流堤（約200m程度）の設置を想定。本検討は『津波浸水想定の手引き Ver2.11』（国土交通省海岸室・国土総合研究所）の手順を参考に、「L2地震発生時に堤防天端が75%沈下」「越流と同時に堤防破壊」という条件の下で実施。

(3) 令和6年能登半島地震の発生と対応

令和6年(2024年)1月1日、令和6年能登半島地震(最大震度7)が発生し、関川周辺でも上越市大手町観測所等で最大震度5強を観測しました。地震及びその後発生した津波により、上越市内では関河口右岸において床上浸水1戸、床下浸水14戸の浸水被害が発生したほか、大臣管理区間における河川管理施設についても、関河口右岸0.4km付近において堤防及び護岸の損傷の被害等が発生しました。また、地震の後発生した津波は、津波の痕跡調査や河川管理用カメラの映像等により確認の結果、関川では河口から上流の5km付近まで、保倉川では関川との合流部から上流の1.6km付近まで遡上しました。

関川・保倉川合流点付近 津波遡上状況



堤防や管理用通路等の被災状況



堤防越水範囲



津波遡上区間



図 3-16 能登半島地震における関川での被災状況

■ご意見

令和6年1月1日に発生した能登半島地震においては津波が関川が遡上し、浸水被害が発生している。

今後整備される保倉川放水路についても日本海に繋がる放水路であることから、地震による大規模な津波が発生した場合、関川同様津波が遡上し被害の発生が予想される。

よって整備される保倉川放水路の堤防等は大規模な津波を予想したものになっているのでしょうか。

また、津波や洪水被害を予想したハザードマップを上越市が発行しているが、保倉川放水路の整備によりハザードマップも大きく変化すると予想され、その点に関して上越市とどのような連携や情報共有をしているのでしょうか。(関係住民意見聴取より)

■ご意見

今回の地震(能登半島地震)での関川・保倉川でどれくらいまで津波が遡上したか、教えて欲しい。(関係住民意見聴取より)

◎ご意見に対する回答

- ・能登半島地震の後発生した津波は、津波の痕跡調査や河川管理用カメラの映像等による確認の結果、関川では河口から上流の5km付近まで、保倉川では関川との合流部から上流の1.6km付近まで遡上しました。

iii) 保倉川放水路の施設の検討

保倉川放水路について、関川水系河川整備計画で目標とする洪水を保倉川放水路へ分派し、洪水を安全に流下させるために必要な各種施設(堤防、護岸、低水路、放水路河口部の施設、保倉川本川からの分派施設等)について、詳細な測量・設計を行ったうえで最終的な形状の検討を行います。併せて、放水路整備に伴う付帯施設(道路、橋梁等)についても、地元自治体による放水路を核とした新たな道路ネットワークの構築に向けた方向性を踏まえ、詳細な測量・設計を行ったうえで、最終的な形状の検討を行います。これらの検討は、関係機関等と協議しつつ、関係分野の専門家・学識者等からなる保倉川放水路治水対策・防災まちづくり検討部会、保倉川放水路環境調査検討委員会等のご意見を踏まえて行います。

また、保倉川放水路が新規に開削する放水路であることを踏まえ、放水路整備後において想定されるハザード(最大クラスの津波(L2津波)や最大クラスの洪水(L2洪水))に対して、施設による対応や避難の在り方、防災施設配置の在り方等についても、放水路の最終的な形状を検討する中で、関係機関等と協議しつつ、関係分野の専門家・学識者等からなる保倉川放水路治水対策・防災まちづくり検討部会等のご意見を踏まえて検討を行います。

さらに、保倉川放水路整備に伴う海水(塩水)や風、地下水への影響については、関係機関等と協議しつつ、関係分野の専門家・学識者等からなる保倉川放水路環境調査検討委員会等のご意見を踏まえて、放水路整備前の現状について現地環境の把握に向けた調査を行ったうえで、放水路整備後の状況について予測・評価を行い、必要に応じて保全措置を講じることも含め、放水路の最終的な形状の検討を行います。

上記の検討を踏まえ、地元関係住民等のご意見もお聴きしながら放水路の最終的な形状を決定し、放水路を整備し、まちづくり・地域のコミュニティ形成・にぎわいの場の創出を通して、ゆたかな地域づくりに向けて、

◎ご意見に対する回答

- ・保倉川放水路が新規に開削する放水路であることを踏まえ、放水路整備後において想定されるハザード(最大クラスの津波(L2津波)や最大クラスの洪水(L2洪水))に対して、施設による対応や避難の在り方、防災施設配置の在り方等についても、放水路の最終的な形状を検討する中で、関係機関等と協議しつつ、関係分野の専門家・学識者等からなる保倉川放水路治水対策・防災まちづくり検討部会等のご意見を踏まえて検討を行います。
- ・上越市が行うハザードマップの作成についても、適宜情報共有を行い、作成のための技術的支援を行います。

(3) 河川景観の保全

関川における特徴的な河川景観は、地域の象徴となっている妙高山と瀬と淵が織りなす良好な河川環境が調和した自然景観であり、地域住民の原風景となっています。

河川整備にあたっては、この自然景観に十分配慮し、良好な景観の保全に努めます。



雪溪が残る春の妙高山



関川の水の流れ（上越市今池地区）

(4) 保倉川放水路における河川環境の整備と保全、河川空間の創出、河川景観の保全と創出

i) 保倉川放水路における河川環境の整備と保全

保倉川放水路は延長約3kmに及ぶ人工河川*であることから、保倉川放水路の整備にあたっては、新川開削による周辺環境への影響を把握するため、環境影響について検討項目を設定したうえで、予測、評価し、必要に応じて保全措置等を検討する必要があります。このため、関係分野の専門家・学識者等からなる保倉川放水路環境調査検討委員会においてご意見をいただきながら、保倉川放水路の整備による環境影響について検討し、自然環境や地域と共生した放水路づくりを目指していきます。

※新規開削河川において洪水時の河川水位を概ね現状の地盤高相当とするという考えに基づく検討の結果、現時点では放水路内は平常時に海水となることが想定されます。

◎ご意見に対する回答

- ・新規で河川を整備する際には、洪水時の河川の水位を概ね現状の地盤高とすることにより、洪水により堤防が決壊した場合においても、その被害を最小化する計画とすることが一般的です。保倉川放水路についても新規に整備する河川であることから、この一般的な考え方にに基づき、現地の地形条件等を踏まえ検討を行った結果、整備計画変更附図にお示ししている縦横断形となり、潮位の関係上放水路内は平常時においては海水となることが現時点では想定されますが、詳細については今後施設の最終的な形状の検討を行う中で検討します。なお、放水路ルート周辺は砂丘地帯の背後の低平地であり、これまで内水被害が発生していることから、放水路の川底が現地盤より低くなることにより、内水被害の軽減効果が期待できます。
- ・保倉川放水路整備に伴う海水（塩水）や風、地下水への影響については、海水の遡上を防ぐための潮止堰の設置の有無も含め、関係機関等と協議しつつ、関係分野の専門家・学識者等からなる保倉川放水路環境調査検討委員会でのご意見を踏まえて、放水路整備前の現状について現地環境の把握に向けた調査を行ったうえで、放水路整備後の状況について予測・評価を行い、必要に応じて保全措置を講じることも含め、放水路の最終的な形状の検討を行います。

②海水(塩水)への対応、風、地下水の影響関係

■ご意見

ここ（夷浜地区）は、特殊な場所であるため、放水路によって風の影響が増大することになるが、風について影響が小さいように見えてしまう。緩衝帯を設ける等、環境に対する協議を今後町内と真剣に行っていただきたい。（関係住民意見聴取より）

◎ご意見に対する回答

- ・保倉川放水路整備に伴う海水（塩水）や風、地下水への影響については、関係機関等と協議しつつ、関係分野の専門家・学識者等からなる保倉川放水路環境調査検討委員会でのご意見を踏まえて、放水路整備前の現状について現地環境の把握に向けた調査を行ったうえで、放水路整備後の状況について予測・評価を行い、必要に応じて保全措置を講じることも含め、放水路の最終的な形状の検討を行います。その際、地元の皆様方と協議を行ってまいります。

■ご意見

まさか海水が入ってくる河川がくると思ってなかった。内水が軽減するから仕方ないと思っていた。

塩害は、稲作にも影響するため、潮止堰を設け、分派堰でゲートを設けて河川水を流してもらいたいので、考えを変えてもらいたい。

（関係住民意見聴取より）

iii) 保倉川放水路の施設の検討

保倉川放水路について、関川水系河川整備計画で目標とする洪水を保倉川放水路へ分派し、洪水を安全に流下させるために必要な各種施設（堤防、護岸、低水路、放水路河口部の施設、保倉川本川からの分派施設等）について、詳細な測量・設計を行ったうえで最終的な形状の検討を行います。併せて、放水路整備に伴う附帯施設（道路、橋梁等）についても、地元自治体による放水路を核とした新たな道路ネットワークの構築に向けた方向性を踏まえ、詳細な測量・設計を行ったうえで、最終的な形状の検討を行います。これらの検討は、関係機関等と協議しつつ、関係分野の専門家・学識者等からなる保倉川放水路治水対策・防災まちづくり検討部会、保倉川放水路環境調査検討委員会でのご意見を踏まえて行います。

また、保倉川放水路が新規に開削する放水路であることを踏まえ、放水路整備後において想定されるハザード（最大クラスの津波（L2津波）や最大クラスの洪水（L2洪水））に対して、施設による対応や避難の在り方、防災施設配置の在り方等についても、放水路の最終的な形状を検討する中で、関係機関等と協議しつつ、関係分野の専門家・学識者等からなる保倉川放水路治水対策・防災まちづくり検討部会でのご意見を踏まえて検討を行います。

さらに、保倉川放水路整備に伴う海水（塩水）や風、地下水への影響については、関係機関等と協議しつつ、関係分野の専門家・学識者等からなる保倉川放水路環境調査検討委員会でのご意見を踏まえて、放水路整備前の現状について現地環境の把握に向けた調査を行ったうえで、放水路整備後の状況について予測・評価を行い、必要に応じて保全措置を講じることも含め、放水路の最終的な形状の検討を行います。

上記の検討を踏まえ、地元関係住民等のご意見もお聴きしながら放水路の最終的な形状を決定し、放水路を核とした防災まちづくり・地域のコミュニティ形成・にぎわいの場の創出を通じた水害に強いゆたかな地域づくりに向けて、関係機関等と連携して取組を進めていきます。

併せて、保倉川放水路事業の実施に伴う家屋等の移転については、関係する住民の方々の意向に配慮しつつ、地元自治体と連携しながら、対応について検討してまいります。

-79-

③今後の進め方関係

■ご意見

保倉川放水路について

地球温暖化に伴い、従来にない大雨も発生していくことが予測される。防災・減災のためにも放水路は必要であり、早急に工事着工しなければならないと考える。

但し、放水路にかかる地区の住民としては以下について要望します。

1. 放水路にかかる地権者への買収説明（時期、補償金）
2. 放水路によって移動しなければならない住民への代替地の提示
3. 放水路に架ける橋は、現行の南川線および中部線に架けて欲しい
4. 下三分一の世帯数が減るため、一世帯あたりの町内会費の負担が増す。負担が増えないように補助を願いたい。（関係住民意見聴取より）

◎ご意見に対する回答

- ・ 保倉川放水路事業の実施に伴う用地補償等については、今後最終的な放水路の形状の検討を行い、必要な用地の範囲について検討したうえで、土地所有者や用地測量等の調査を経て、土地所有者の方々との協議を行うこととなります。用地補償の一般的な手続きについては、『公共事業における用地補償パンフレット』（財団法人 公共用地補償機構）等の資料をご参照いただけます。
<https://www.hosyoukikou.jp/business/pdf/japanese.pdf>
- ・ 保倉川放水路事業の実施に伴う家屋等の移転への対応等については、上越市等の関係自治体と連携して対応について検討していくこととしており、関係住民の皆様へご説明を行いながら個別に協議を進めていくこととなります。
- ・ 放水路整備に伴う附帯施設（道路、橋梁等）については、地元自治体による放水路を核とした新たな道路ネットワークの構築に向けた方向性を踏まえ、詳細な測量・設計を行ったうえで、最終的な形状の検討を行います。この検討は、関係機関等と協議しつつ、関係分野の専門家・学識者等からなる保倉川放水路治水対策・防災まちづくり検討部会、保倉川放水路環境調査検討委員会でのご意見を踏まえて行います。
- ・ 世帯数の減少による影響を軽減するため、地域コミュニティの維持に向けたまちづくりの検討を上越市等の関係自治体と連携して検討してまいります。

また、保倉川において、新たに保倉川放水路へ洪水を分派することで、洪水時には保倉川本川、合流後の関川本川の流量が低減するため、保倉川本川、関川本川の水位低下が可能となり、保倉川本川、合流点付近の関川本川沿川の既設排水樋門・樋管において、洪水時のゲート閉鎖時間が短縮されるなど、内水被害低減効果を発現することが期待されます。



図 5-5 関川改修、保倉川放水路事業の実施による内水被害の低減イメージ

④関川、保倉川全般



■ご意見

内水氾濫のリスクについて、放水路が通るところは、後背湿地というような地形条件になって長期的に水が滞水する状況が生まれ得るところであると思うが、放水路に排水することで内水氾濫に対しても効果があり得るのではないか。そういったことでよりアピールできるのではないか。

（関川流域委員会委員より）

◎ご意見に対する回答

- ・ 保倉川放水路の整備に伴い、内水氾濫に対しても副次的な効果が期待出来ます。もともとの洪水を流す以外の効果についても今後引き続き詳細を検討していきます。
（令和6年12月2日の第27回関川流域委員会に回答）
- ・ 保倉川放水路の整備による内水氾濫軽減効果について第26回関川流域委員会の資料2-2に示します。

■ご意見

保倉川放水路→日本海→保倉川→分水
路分岐地点で10キロちょっとあります。

10キロはジョギングするに1時間ほ
どかかりちょうど良い運動量であるため
ランナーが集う場所になる可能性があり
ます。

出来る限り信号のない舗装された歩道
を整備していただきトイレも2ヶ所ほど
あると安心できるジョギングコースに
なってほしいです。

(関係住民意見聴取より)

⑤その他



◎ご意見に対する回答

- ・保倉川放水路においては、川沿いにお
いて、散策路やジョギング、サイクリ
ングの利用等も含め、住民の憩いの場
となるような河川空間の創出を図って
いきます。

関川水系河川整備計画 -94-

第5章 河川整備の実施に関する事項

ii) 地域住民の憩いの場となる河川空間の創出

保倉川放水路の整備に伴って創出される河川空間の利用については、関川河
口と同様に、釣りやカヌーなどが想定されます。

さらに、川沿いにおいて、散策路やジョギング、サイクリングに利用される
ような住民の憩いの場となるような河川空間の創出を図っていきます。



関川下流部での利用状況
(サイクリング)



関川下流部での利用状況
(カヌー)



関川下流部での利用状況
(釣り)

iii) 田園地域と調和した周辺環境・景観の保全と創出

保倉川放水路予定地周辺における自然環境について、現状把握を行い、新規
開削河川が周辺環境へ与える影響を出来るだけ小さくなるよう、そして調和が
図れるような放水路形状により整備を行っていきます。特に、改変による動植
物の変化や風、周辺地下水への影響等について注視し、環境保全に努めます。

また、保倉川放水路予定地周辺は、田園が広がり、河口部は日本海が望め、
内陸部は山岳が望める豊かな自然が広がる地域です。保倉川放水路整備にあた
っても、田園地域と調和が図れる施設となるように、地域と連携して進めてい
きます。

(5) 流域内の環境情報の共有化

良好な関川の河川環境の保全に向け、流域内に多く存在する棚田の現状や大規
模な土地開発などの面的な情報を関係者で共有し、河川に与える影響を検討して
いきます。また、ホームページや広報紙等により積極的に河川環境の情報を提供
します。



関川流域内の棚田



かわとみちの学習館
(事務所ウェブサイト)



広報紙
清流通信 川ツチゅ

関川水系河川整備計画変更の内容や、
頂いたご意見への回答等の詳細は、
高田河川国道事務所ホームページの
「関川水系河川整備計画」ページに
掲載しています。

<https://www.hrr.mlit.go.jp/takada/river/11735/index.html>



こちらのコードからも
ご覧いただけます

